

平成25年11月29日 策定
平成27年 9月 2日 改定
平成28年 9月 2日 改定
平成29年 4月 1日 改定

品川区立後地小学校 いじめ等防止基本方針

1. いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（品川区いじめ防止対策推進条例〈平成28年条例第33号〉第2条 定義）

本校では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。また、法律上（いじめ防止対策推進法）のいじめの定義に則して、「全件組織的対応」を行うものとする。

<法律上のいじめの定義>

①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること

②AとBの間に一定の人的関係が存在すること

③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

※「力の差」（強い者が弱い者に対して）、「継続的」、「深刻」等の要素は含まれていない。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

（注1） 「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。

（注2） 「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係のある者を指す。

（注3） 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4） 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5） けんか等を除く。

上記の考えのもと、本校では全教職員が「いじめ等は、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、全児童が安心して学校生活を送ることができるように、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。

2. いじめ等の未然防止

教育委員会および区立学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ等の防止に資することを踏まえ、市民科学習、体験活動等の充実を図らなければならない。

(品川区いじめ防止対策推進条例〈平成28年条例第33号〉)

第15条 区立学校におけるいじめの防止)

- (1) わかる授業づくりで、児童の活躍する姿を認め合う。
 - ア ひやかしやからかいなどは、生活指導上のトラブルになる芽と捉える。
 - イ 教員による不適切な言動や態度は、いじめ等を助長するので厳重な注意を払う。
 - ウ 一人一人が活躍する場のある授業やできたことを確認できる授業を展開する。
 - エ 児童の良さを様々な面から見付け、評価することで、教員と児童および児童同士の人間関係を深められるように努める。

- (2) 授業を公開し、他教員から授業改善等の研鑽を積む。
 - ア 通年に渡る校内研究会や授業観察を通して、互いの授業規律や指導方法等を改善していく。
 - イ 後地小「学習ルール10」を活用し、全校で学習規律の徹底を図っていく。

- (3) 市民科授業で学んだことを実践に生かす。
 - ア 児童自ら相手の喜びや大切さに気付き、人とのかかわりを深めていく。
 - イ 情報モラル等に関する指導をおこない、インターネット利用による犯罪加害者にも被害者にもならないようにする。
 - ウ 発達段階に応じた望ましい言動ができるよう、異学年交流や保育園交流の体験の機会を設定する。

(例) 保育園と1年、保育園と2年、保育園と5年
1年と2年、3年と4年、5年と6年
1年と6年、縦割り班活動(全学年) など
 - エ いじめに関する授業を年に3回(学期始め)全学級で実施する。

- (4) 児童会の取組からも、児童自身がいじめ等の問題に関心をもち続けていく。
 - ア 児童会が作成した「後地小スマイル宣言」をもとに、あいさつや気持ちの良い言葉かけで、良好な人間関係を構築する。
 - イ 毎月のあいさつの日(第1週月曜日)に、あいさつ当番が玄関口に立ち、登校児童にあいさつをする。
 - ウ 月1回「あいさつは魔法のことば」の曲を歌ったり、あいさつの声を学校中に響かせたりすることで、明るく楽しい学校づくりの環境を整えていく。
 - エ 土曜授業日や学校公開、校外学習などにおいて、「いじめ根絶バッジ」を着用し、「後地小スマイル宣言」が意識できるようにする。

(5) いじめ等の防止に関する研修をおこない、早期発見・早期対応の資質の向上を図る。

ア いじめ防止研修、人権教育研修、児童虐待防止研修、情報モラルに関する研修等をおこない、いじめ等の早期発見、適切かつ迅速な対応を資する能力を身に付ける。

3. いじめ等の早期発見

教育委員会および区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(品川区いじめ防止対策推進条例〈平成28年条例第33号〉)

第16条 いじめの早期発見のための措置)

(1) 児童のささいな変化に気付き、その日のうちに面談を実施し、管理職へ報告する。

ア 出席をとるときには、一人ずつ顔を見て声を聞いて健康観察を行う。

イ 宿題等の提出物の遅れ、日記の内容、休み時間の会話等から生活の変化に気付く。

ウ 毎週火曜日に生活指導夕会を開き、各学級の児童の様子(各担任)及び専科教員、主事、栄養士、スクールカウンセラー、巡回相談員、すまいるスクール指導員から見た児童の様子を全教職員で共有していく。

エ 毎月1回「校内生活指導委員会」を開き、各教員から報告のあった事案について組織的に対応する。

オ 全教職員による校内巡回等を通じた児童の観察を行うことで、多面的な視点から児童の変化をいち早く把握する。

カ 家庭や地域の方々に協力を得ながら、連絡帳、電話等から児童の様子を把握し対応していく。

(2) 児童が情報発信する機会を意図的に設定する。

ア 各学期1回、生活アンケートを実施し、聞き取りや相談を行う。(無記名)

イ 各学期1回、相談アンケートを実施し、聞き取りや相談を行う。(記名式)

また、第4学年～第6学年の児童については「スクールカウンセラーとの面談を希望する」という項目を設定し、面談を行う機会を設ける。

ウ 2学期相談アンケート実施後の12月を「相談月間」とし、不安や悩みを言える環境を整える。

エ 年に1回(12月)、hyper-QU アンケートを実施し、児童同士の人間関係や学級集団としての様子などを把握する。

オ 年に1回、体罰アンケートを実施し、聞き取りや相談を行う。(無記名)

カ 週1回(水曜日)来校するスクールカウンセラーに相談する。

キ 第5学年児童を対象に、スクールカウンセラーによる全員面談を1学期中に行う。

ク 品川区教育委員会が設置している目安箱を利用して悩み等を相談する。

ケ 「いじめ相談ダイヤル」等の相談電話を利用して悩み等を相談する。

コ 校長室前の投書箱を利用して悩み等を相談する。

4. いじめ等への対応

(1) 校内組織を活用して対応に当たる。

- ア 児童、教職員、保護者、地域の方からの情報と、担任等からの該当児童や関係児童との聞き取りをもとに、校長がいじめの疑いまたはいじめ等の有無を判断する。
- イ 一方的で一面的な解釈で対応しない、プライバシーを守る、迅速に保護者へ知らせる、教育的配慮のもとで指導をおこなうなどに留意する。
- ウ いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならないことを指導する。
- エ いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通すことを徹底する。
- オ いじめ等を見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を取り入れ指導する。
- カ 学校は、いじめられた児童やいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、当該児童の安全を確保する。
- キ 校長がいじめの疑いやいじめと判断したら、品川区教育委員会へ報告する。また、その問題が解決と判断されるまで報告を継続する。
- ク いじめ等への対策のための「組織」が、被害児童のケアや加害児童の指導など、その問題の解消および解決まで、この「組織」が責任をもって対応する。
- ケ 学校は加害児童を特定した上でいじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わるだけでなく、学校によるいじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるように指導する。さらに、状況に応じスクールカウンセラーとの連携の下、加害児童の心のケアを実施する。

5. 重大事態への対応

教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するため、速やかに、対策委員会に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせるものとする。

（品川区いじめ防止対策推進条例〈平成28年条例第33号〉

第20条 教育委員会による重大事態への対応）

<重大事態>

- (1) いじめにより当該区立学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該区立学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ア 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、校長は品川区教育委員会と連絡を取り合い、荏原警察署と相談して対処する。

- イ 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、校長は品川区教育委員会と連絡を取り、直ちに荏原警察署に通報し適切な援助を求める。
- ウ 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、校長は品川区教育委員会と連絡を取り、必要な措置を講ずる。

6. 「ネット上のいじめ」への対応

教育委員会および区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等およびその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な指導、啓発活動を行うものとする。

(品川区いじめ防止対策推進条例〈平成28年条例第33号〉)

第18条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- イ インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- エ 保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の未然防止と早期発見の取り組み

- ア 「ネット上のいじめ」の未然防止と早期発見では、学校によるいじめ対策委員会を中心として、組織的な対応を図る。
- イ 傾聴・共感的理解・受容などの教育相談の基本を大切にして、児童からのサインや情報を確実にキャッチするように心掛ける。
- ウ 発達段階に応じて、外部講師による出張授業やDVD等を活用し、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。(荏原警察署によるセーフティ教室、ニフティ情報モラル授業)
- エ インターネットや携帯電話などの利用に関して、家庭でのルールをつくるよう啓発する。(SNS東京ノートの活用、保護者会での情報発信、ファミリーeルールの配布、家庭教育ブック「しながわ子育て応援歌」を活用するための保護者向けの講話など)

(3) 「ネット上のいじめ」が起きた場合の対応

ア 事態の收拾

- ・情報収集と事実の確認
- ・書き込み削除の要請
- ・教育委員会との連携
- ・警察署等の関係諸機関との連携

イ 被害者対応

- ・被害を受けた児童の傷付いた心を支え、安心感や自分は安全だという気持ちをもたせる声掛けをし、話を聞く。
- ・スクールカウンセラーが面接をして、心的ケアを行う。

ウ 加害者対応

- ・絶対にやってはいけないという毅然とした態度で指導する。
- ・行動に至った原因、加害者の児童が抱える悩みや問題等、行動の深層にある心理を理解した上で対応する。

エ 全児童への対応

- ・情報モラル教育を行う。
- ・「いじめ」を許さない学級の雰囲気づくりを行う。
- ・児童への勇気付けを行い、解決に向けた取り組みを促す。

オ 保護者対応

- ・関係する保護者への説明と対応（家庭での取り組みへの理解と要請）
- ・学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明

7. 家庭や地域、関係機関との連携

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任が保護者にあることから、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、区および区立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(品川区いじめ防止対策推進条例〈平成28年条例第33号〉第8条 保護者の役割)

教育委員会は、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、区立学校、保護者、地域住民および関係機関等との間の連携の強化をするため、必要に応じ支援チームを派遣するものとする。

(品川区いじめ防止対策推進条例〈平成28年条例第33号〉)

第17条 関係機関等との連携等

上記の考えのもとに、家庭や地域および関係機関等と情報を共有し、加害者および被害者等の指導に生かしていく。

(1) 連携する機関等

- ア 保護者との三者面談、個人面談、保護者会、または教員等の家庭訪問
- イ 地域住民からの電話や来校等による情報提供
- ウ 後地すまいるスクール
- エ 品川区教育委員会および教育委員会内のHEARTS（ハーツ）
- オ 品川区教育総合支援センター
教育に関する問題について、本人とその保護者および学校関係者の相談に対応している。
- カ 品川区子育て支援センター
子どもと家庭に関するさまざまな相談に応じている。保護者からの相談のほか、子ども自身からの相談も受け付けている。
- キ 品川区児童相談所
- ク 荏原警察署
- ケ 後地児童センター
- コ 近隣の小中学校

(2) いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第4章第22条学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、次のように記されている。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

上記に基づき、次の構成員を「学校いじめ対策委員会」とする。

- ア 校長
- イ 副校長
- ウ 主幹教諭
- エ 生活指導主任
- オ 養護教諭
- カ 当該学年主任および担任
- キ 品川区教育委員会（含：HEARTS）
- ク スクールカウンセラー（含：本校勤務）巡回相談員
- ケ 校長の判断により、民生委員、PTA会長、荏原警察スクールサポーター等を構成員として「学校いじめ対策委員会」に加え、適切な支援を得ながら対応していく。